基山町告示第７５号

基山町鳥獣被害防止対策補助金交付要綱を次のように定める。

令和６年７月３１日

基山町長　　松　田　　一　也

基山町鳥獣被害防止対策補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、本町における有害鳥獣による農作物等への被害防止を図るため、農作物等への被害防止対策を講じた者等に対し、予算の範囲内において基山町鳥獣被害防止対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については基山町補助金等交付規則（平成７年規則第４号）及びこの要綱に定めるところによる。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(１)　狩猟免許　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第２項に規定する網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許をいう。

　(２)　補助者　狩猟免許所有者の監督下で補助としてのみ活動し、次に掲げる要件を全て満たす者をいう。

　　ア　狩猟免許を所有していないこと。

　　イ　過去に狩猟関係法令に違反したことのないこと。

　　ウ　有害鳥獣捕獲に関する講習会を受講し、捕獲技術、安全性等が確保されていること。

　(３)　捕獲班　狩猟免許所有者とその補助者で構成されている組織をいう。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

　(１)　ワイヤーメッシュ柵及び電気柵整備事業

　(２)　捕獲班設置事業

　(３)　狩猟免許取得支援事業

　（補助対象者）

第４条　補助対象者は、別表第１のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、基山町暴力団排除条例（平成24年条例第１号）第２条第４号に規定する暴力団等に該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

　（補助要件、補助対象経費及び補助金額）

第５条　補助金の補助要件、交付対象経費及び補助金額は、別表第２のとおりとする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数は切り捨てるものとする。

　（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、基山町鳥獣被害防止対策補助金交付申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

　（補助金の交付決定）

第７条　町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付することが適当であると認めたときは、基山町鳥獣被害防止対策補助金交付決定通知書（様式第２号）により、交付することが適当でないと認めたときは、基山町鳥獣被害防止対策補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

　（補助事業の変更等）

第８条　前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更、中止又は廃止する場合においては、基山町鳥獣被害防止対策補助金変更（中止又は廃止）承認申請書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の申請書が提出されたときは、申請の内容を審査し、申請に係る変更等が必要であると認めたときは、基山町鳥獣被害防止対策補助金変更（中止又は廃止）承認通知書（様式第５号）により、変更が必要でないと認めたときは、基山町鳥獣被害防止対策補助金変更（中止又は廃止）不承認通知書（様式第６号）により、補助事業者に通知するものとする。

　（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助事業（第３条第３号に規定する補助対象事業を除く。）が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は第７条の規定により交付を受けた年度の３月31日のいずれか早い期日までに、基山町鳥獣被害防止対策補助金実績報告書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

　（補助金の確定）

第10条　町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったとき、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、基山町鳥獣被害防止対策補助金確定通知書（様式第８号）により、補助事業者に通知するものとする。

　（補助金の請求及び交付）

第11条　第３条第１号及び第２号に規定する補助対象事業の補助事業者は前条の通知を受けたとき、第３条第３号に規定する補助対象事業の補助事業者は第７条の通知を受けたときは、基山町鳥獣被害防止対策補助金交付請求書（様式第９号）により、町長に請求するものとする。

２　この補助金は、町長が必要と認めた場合には、概算払で交付することができる。この場合、基山町鳥獣被害防止対策補助金概算払請求書（様式第10号）により、町長に請求するものとする。

３　町長は、補助事業者からの請求に基づき補助金を交付するものとする。

４　補助事業者が補助金の概算払を受けている場合において、既に町長が支払った額が確定した補助金の額を超えているときは、その差額を返還するものとする。

　（補助金交付の取消し等）

第12条　町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

　（補則）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第１（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区分 | 補助対象者 |
| ワイヤーメッシュ柵及び電気柵整備事業 | 町内に住所を有する農業者個人又は農業者が２名以上で組織する団体 |
| 捕獲班設置事業 | 町内に住所を有する者のみで捕獲班を設置する集落等 |
| 狩猟免許取得支援事業 | 新たに狩猟免許を取得した町内に住所を有する者 |

別表第２（第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 補助要件 | 対象経費 | 補助金額 |
| ワイヤーメッシュ柵及び電気柵整備事業 | 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年３月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。）に規定する採択要件を満たしていないこと。 | 新たにワイヤーメッシュ柵若しくは電気柵を設置又は既設ワイヤーメッシュ柵若しくは電気柵の破損等に対する応急整備に要する費用 | 対象経費の２分の１以内の額とし、５万円を限度とする。 |
| 捕獲班設置事業 | １　佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金において捕獲班設置に対する交付決定を受けていること。  ２　設置した年度の１回に限る。 | 捕獲班を設置するために必要な経費 | １班当たり10万円 |
| 狩猟免許取得支援事業 | 新たに狩猟免許を取得してから１年以内であること。 | 新たに狩猟免許を取得するのに要する経費のうち、狩猟免許試験手数料、狩猟者登録手数料、狩猟税、ハンター保険料 | 対象経費の２分の１以内の額とし、８千円を限度とする。 |